

別記様式1

年度モニタリング(令和6年度)

施設名称	岩名運動公園外3公園等
施設概要	岩名運動公園 所在地 ・〒285-0004 千葉県佐倉市岩名字姿山 施設構造 ・小出義雄記念陸上競技場メインスタンド(鉄筋コンクリート造、地上3階建) ・長嶋茂雄記念岩名球場(鉄筋コンクリート造、地上2階建) ・スポーツ資料館(鉄筋コンクリート造、地上2階建) ・プール管理棟(鉄骨造、地上2階建) ・球技場トイレ更衣室棟(木造、平屋建) ・屋外トイレ(木造、平屋建、簡易プレハブ) 敷地面積 ・19.6ha 延床面積 ・小出義雄記念陸上競技場メインスタンド 2,086㎡ ・長嶋茂雄記念岩名球場メインスタンド 2,322㎡ ・スポーツ資料館 309㎡ ・プール管理棟 401㎡ ・球技場トイレ更衣室棟 130㎡ 建築年月 ・昭和56年2月 プール管理棟 ・昭和58年4月 岩名第一球場 ・平成6年12月 スポーツ資料館 ・平成 8年9月 陸上競技場 ・平成25年7月 岩名第一球場を長嶋茂雄記念岩名球場に名称変更 ・平成26年3月 球技場トイレ更衣室棟 ・平成29年6月 長嶋茂雄記念岩名球場改修工事完了 ・平成31年2月 陸上競技場を小出義雄記念陸上競技場に名称変更 ・平成31年3月 小出義雄記念陸上競技場改修工事完了 ・令和 3年3月 球技場照明灯照明器具交換(メタルハライドランプ) ・令和 6年3月 長嶋茂雄記念岩名球場1塁側防球ネット設置工事完了 ・令和 7年2月 小出義雄記念陸上競技場全面改修工事完了及び公認検定(第三種から第四種へ変更) ・令和 7年3月 長嶋茂雄記念岩名球場バックネット裏防球ネット一部設置工事完了 ・令和 7年5月 長嶋茂雄記念岩名球場3塁側防球ネット一部設置工事完了 施設内容 ・長嶋茂雄記念岩名球場(センター120m、両翼92m、LED夜間照明付、メインスタンド収容人数2,000人、芝生スタンド収容人数2,500人) ・第二球場(センター90.7m、レフト90.5m、ライト81.5m)※軟式野球専用 ・小出義雄記念陸上競技場(400mトラック 8コース、LED夜間照明付、メインスタンド収容人数1,022人、芝生スタンド収容人数4,100人) ・テニスコート(砂入り人工芝6面、クレーコート2面 壁打ちコート2面) ・プール(50mプール9コース、幼児プール)令和5年9月プール機械室台風の影響により室内水没、ポンプの入替を実施。 ・スポーツ資料館(1階資料展示室、2階会議室99㎡) ・球技場(人工芝143m×79m、メタルハライド夜間照明付、スタンド収容人数490人) ・第1、第2、第3駐車場(収容台数409台) ・屋外トイレ(木造、平屋建、プレハブ造) ・芝生広場A、B ※令和7年4月7日 井水管の破損により、テニス前の園路が土砂崩れのため4月22日から4月21日まで通行止め。21日に仮復旧完了のため、22日より開通。 上座総合公園 所在地 ・〒285-0854 千葉県佐倉市上座字上ノ田915番地 施設構造 ・プール棟(鉄骨鉄筋コンクリート造、地上2階建) ・公園管理棟(鉄骨造、地上1階建) ・屋外トイレ(木造、平屋建) 敷地面積 ・9.9ha 延床面積 ・プール管理棟510㎡ ・公園管理棟34㎡ 建築年月 ・昭和55年7月 プール管理棟 ・平成13年4月 公園管理棟 施設内容 ・プール(25mプール、スライダープール、幼児プール) ・交通公園1.9ha

施設概要	・木製遊具広場1.2ha ・多目的広場2.4ha ・シンボル園(青年会議所5周年創立公園) ・交通公園(佐倉市市制30周年記念公園) ・駐車場(遊具広場側、東門収容台数40台) ・屋外トイレ(木造、平屋建) 直弥公園 所在地 ・〒285-0065 千葉県佐倉市直弥741番地1 施設構造 ・木造、地上1階建(管理棟) 敷地面積 ・4.3ha 延床面積 ・管理棟106㎡ 建築年月 ・平成14年6月 管理棟 施設内容 ・テニスコート(砂入り人工芝4面、壁打ちコート1面※現在休止中) ・第一駐車場(収容台数46台) ・第二駐車場(収容台数15台)※混雑時のみ開場 ・芝生広場等 大作公園 所在地 ・〒285-0802 千葉県佐倉市大作二丁目1番1 敷地面積 ・1.0ha 建築年月 ・昭和62年11月 ・令和 6年8月 トイレ洋式化工事 ・令和 6年12月 男子トイレ小便器新設 施設内容 ・野球場(センター105m、両翼80m)※軟式野球専用 ・駐車場(26台) ・トイレ ・倉庫 佐倉市立青少年センター 所在地 ・〒285-0004 千葉県佐倉市岩名828番地 施設構造 ・鉄筋コンクリート造、地上2階建 敷地面積 ・174,000㎡ 延床面積 ・575.296㎡ 建築年月 ・昭和59年2月 施設内容 ・1階:事務室、実習室兼会議室(68.4㎡)、談話室(67.1㎡)、佐倉市管理倉庫、ボイラー室、倉庫、トイレ ・2階:研修室①②(和室30畳)、講師控室(8畳)、浴室、トイレ
施設の設置目的	・岩名運動公園外3公園:市民のレクリエーション活動等の拠点として整備 ・佐倉市立青少年センター:青少年の健全育成を図るために設置
指定管理者	千葉県まちづくり公社グループ(代表団体:一般財団法人千葉県まちづくり公社、構成団体:株式会社アイビックス、株式会社サンアメニティ)
指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日
委託料	協定締結時 895, 992, 000円(指定管理期間:5年間) 令和6年度委託料 179, 198, 400円 令和6年度小出義雄記念陸上競技場、長嶋茂雄記念岩名球場改修工事休業補償額 4, 129, 000円
市所管課	都市部公園緑地課、魅力推進部生涯スポーツ課、こども支援部こども政策課
第三者	-

①業務点検

評価	説明
S（優良）	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A（適格）	適格に実施されている。
B（概ね適格）	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C（要改善）	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
-（該当なし）	該当する事例がない。または、評価することができない。

Ⅰ 業務に関する基準			
1 基本事項			
開所（館）時間	開所（館）時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-1-(3) Ⅱ-1-(3)（青少年センター）	
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-1-(2) Ⅱ-1-(2)（青少年センター）	
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-1-(4) Ⅱ-1-(5)（青少年センター）	
	利用・減免等の手続は規定に則って行われているか。		

適正利用	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-1-(5) Ⅱ-1-(6) (青少年センター)	
利用料金	利用料金の減免の基準、範囲・件数は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-1-(5) Ⅱ-1-(6) (青少年センター)	
法令遵守	関連規程を理解し、法令遵守が確保されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-1-(6) Ⅱ-1-(7) (青少年センター)	
2 維持管理業務に関する基準			
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2	
清掃	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(1)	
清	定期清掃は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項

掃	A	A	
	記載箇所	業務基準書Ⅱ-2-(1) Ⅱ-2-(1)(青少年センター)	
廃棄物処理	適正な方法(分別等)と頻度により廃棄されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書Ⅱ-2-(2)	
廃棄物処理	廃棄物の減量に務めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書Ⅱ-2-(2)	
環境衛生	必要な検査等は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書Ⅱ-2-(3)	
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書Ⅱ-2-(3)	
公共料金支払	公共料金は滞りなく支払われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書Ⅱ-2-(4)	

景観維持	屋外の景観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(5)	
備品管理	備品管理台帳が整備され、適切に記録されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(6)	
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(6)	
修繕	適切に修繕を行うとともに、市への報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(7)	
修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(7)	
修	消耗品の補充・管理は適正に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項

繕	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(7)	
警備	入退者管理、施錠管理、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(8) II-2-(8)(青少年センター)	
警備	夜間・休所日警備に支障はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(8) II-2-(8)(青少年センター)	
保守点検	法定点検その他定期点検を遅延なく確実に実施しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(9)、(10)、(11)、(12)、(13) II-2-(9)、(10)、(11)、(12)、(13)(青少年センター)	
保守点検	点検によって発見された不具合の報告を適切に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(9)、(10)、(11)、(12)、(13) II-2-(9)、(10)、(11)、(12)、(13)(青少年センター)	
安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(9)、(10)、(11)、(12)、(13) II-2-(9)、(10)、(11)、(12)、(13)(青少年センター)	

安全点検	避難経路や消防設備の付近に障害物はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(9)、(10)、(11)、(12) Ⅱ-2-(9)、(10)、(11)、(12)(青少年センター)	
駐車場	設備の損傷や危険物、違法駐車はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(13) Ⅱ-2-(13)(青少年センター)	
駐車場	事故・盗難等の発生について市への報告を怠っていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-2-(13) Ⅱ-2-(13)(青少年センター)	
3 施設運営業務に関する基準			
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(1)	
利用料金徴収	出納簿等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(2)	
利	現金は必要最小限とし、盗難・紛失等のないよう管理されているか。		

利用料金徴収	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(2)	
利用料金徴収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(2)	
物品販売等許可	物品販売、寄付の募集、広告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げとなっていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(3)	
記録業務	日報や各種記録(文書・画像・音声・映像等)を行い、整理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(4)	
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(5)	
広報活動	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	

	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(5)	
広報活動	パンフレット・チラシ等の在庫切れはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(5)	
広報活動	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(5)	
意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(6)	
意見等受付	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(6)	
相談業務	相談内容及び個人情報の保護は徹底されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
相談事業の利用方法について周知は十分か。			

相談業務	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
企画事業	事前に計画書を文書で市に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
留意事項	拾得物台帳を作成し、拾得物を所轄の警察署に届けているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(7) Ⅱ-3-(8) (青少年センター)	
留意事項	管理運営の実施等に関する市の調査に協力しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-3-(7) Ⅱ-3-(8) (青少年センター)	
4 経理事項に関する基準			
区分	区分会計により独立した帳簿及び預金口座で管理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項

会計	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-4-(2)	
帳簿管理	帳簿書類等は適切に保存されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-4-(3)	
5 独自事業に関する基準			
事業計画	独自事業の実施にあたり、事前に計画書を提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-5	
6 目的外業務に関する基準			
行政財産使用許可	目的外業務（公衆電話設置等）の実施にあたり、行政財産使用許可申請を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-6	
行政財産使用許可	目的外業務の実施による利用者への妨げはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅱ-6	
Ⅱ 運営体制・組織に関する基準			
1 基本事項			

労務責任	業務従事者の労務に関し法令が遵守され、責任ある体制となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(1)	
労務責任	業務従事者から労務に関する苦情等が出ていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(1)	
労務責任	労働時間の管理は適切になされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(1)	
資格・免許	必要資格及び免許等が取得されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(2)	
許認可等	必要な許認可及び届出等が行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(3)	
2 実施体制に関する基準			
	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。		

人員配置	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(1)、(2)	
研修等	必要な訓練・教育・研修等が計画的に実施されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(3)	
連絡体制	指定管理者の団体本部との連絡体制は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(4)	
接遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(6)	
接遇	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(6)	
3 一部業務委託(再委託)に関する基準			
委託	再委託の範囲及び委託先の選定は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項

範囲	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-3-(1)	
報告	再委託の計画及び契約書等について市へ提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-3-(2)	
履行確認	再委託業務の履行確認は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-3-(2)	
4 運営協力体制に関する基準			
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-4	
5 安全管理・危機管理に関する基準			
平常時	保守点検、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(1)	
体制	危機管理計画及び危機管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項

整備	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(2)	
体制整備	非常時の連絡体制は確立されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(2)	
事故災害対応	事故・災害等発生時は市へ直ちに報告され、適切に対処したか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(2)	
損害賠償	第三者への損害賠償は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(4)	
保険加入	必要な保険に加入し、その範囲は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(5)	
6 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準			
守秘義務	業務上知り得た秘密を他人に漏らしていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	

	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(1)	
個人情報保護	個人情報保護条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(2)	
情報公開	情報公開条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(3)	
情報公開	総合的かつ積極的な情報公開の推進が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(3)	
情報管理	情報管理計画及び情報管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(4)	
情報管理	情報セキュリティ(コンピュータウィルス対策等)は万全か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(4)	

7 事業計画及び事業報告に関する基準

資料提出	事業計画及び事業報告は規定どおりに提出されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書Ⅲ-7-(1)	
資料提出	事業計画及び事業報告の内容に虚偽及び重大な誤りはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書Ⅲ-7-(2)	
8 連絡調整に関する基準			
連絡会議	市との連絡会議を適宜行い、十分な調整は図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書Ⅲ-10	

意見記述欄

指定管理者	○佐倉市で「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入しているが、万一のために「指定管理者賠償責任保険」に独自で加入し、不測の事態に備えた。 ○被災時には関係機関との通信手段が途絶えることを想定し、当公社所有の「衛星携帯電話」及び「災害時優先電話」を設置し、災害時の連絡体制を構築している。 ○全ての公園利用者が安心して公園を利用できるよう、注意喚起等の看板の書体を弱視や読字障害の方にも分かりやすいようにユニバーサルデザインフォントに変更して、適正な数の設置を行った。 ○令和6年度より全ての施設に、月1回の定期的な休場日を設けた。休場日に行う専門的なメンテナンスを実施したことにより、利用者が安心して利用できる施設を提供することができた。 ○管理項目の基準回数以上の作業を実施し、クオリティの高い施設の提供を行うことができ、利用者からも大変高い評価をいただくことができた。 ○日々の天気予報等を確認し、異常気象による樹木等の倒木や枝折れを想定し、事前に危険樹木等の伐採、撤去を行った。また、施設内への被害を最小限に抑えるため、土地の低いところへは土嚢等を配置し、建物内への浸水を未然に防いだ。また、緊急時用として汲み上げ水中ポンプを配備した。 ○公園内で発生した事故の対応についてはできる限りの手当てを行い、傷病者を医療機関へ搬送できるように体制を整え、関係機関には電子メール、FAX、電話等で報告を行った。
佐倉市	○管理基準を大きく上回る業務が実施され、また、全ての施設に定期的な休場日を設け、専門的なメンテナンスによる質の高い維持管理により、安全で快適な環境、サービスの提供がされていると評価できます。 ○公園内での事故や怪我等に対し、迅速且つ適切な対応及び報告がなされており、優れた危機管理体制が構築されているものと認められます。

②利用状況等分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
延べ利用者数(人)	270,214	382,000	241,063	89.2%	63.1%
実利用者数(人)	－	－	－	－	－
稼働率(%)	－	－	－	－	－
利用料金収入(円)	31,021,360	32,080,000	25,173,960	81.2%	78.5%
減免件数(件)	1,639	－	1,699	103.7%	－

意見記述欄

指定管理者	今年度は小出義雄記念陸上競技場、長嶋茂雄記念岩名球場の改修工事が通年行われ、利用者数、利用料金ともに減少した。 収入、利用者数の回復の手段として、プールの開設に合わせてチラシ(プールの案内と4公園の紹介の両面刷り)を作成し、佐倉商工会議所を通して市民に配布した。 公園に対して市民が求めることを正確に把握し、コミュニケーションを積極的に図りながら、利用しやすい施設づくり、利用者数の回復に努めたい。
佐倉市	令和6年度については、改修工事により通年を通して休場施設がありましたが、利用者数等の回復に努められていたと思われます。 令和7年度につきましても、長嶋茂雄記念岩名球場の改修工事を予定していることから、引き続き利用者数等の回復に向け、創意工夫されることを期待します。

③経営分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	166,119,733	214,986,900	212,318,688	127.8%	98.8%
支出(円)	164,940,299	214,986,900	209,712,570	127.1%	97.5%
収支(円) 〈収入-支出〉	1,179,434	0	2,606,118	221.0%	-
利用料金比率(%) 〈利用料金収入／収入〉	18.7%	14.9%	11.9%	-	-
人件費比率(%) 〈人件費／支出〉	22.1%	17.2%	18.4%	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計／支出〉	20.6%	30.0%	30.3%	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出／延べ利用者数)	610	562	869	142.5%	154.6%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料／延べ利用者数)	481	469	743	154.7%	158.6%

意見記述欄

指定管理者	○物件費の高騰が続いているため、支出を行う際は、引き続き複数業者から見積を取り寄せ、価格を適正に把握した上で対応していきたい。 ○今年度は小出義雄記念陸上競技場や長嶋茂雄記念岩名球場の改修工事などがあり、事業計画どおりの収入とはならなかったが、佐倉市からの休業補償や、物件費の支出を抑えることで収支が黒字となった。施設の修繕も計画よりも多く行うことができ、市民の皆様に還元できたのではないかと思います。安定した事業を確立し、今後も市民の皆様に還元できるよう心掛ける。
佐倉市	○年々、物価の高騰が続き、非常に厳しい経済環境の中、支出の増加が懸念されます。各施設における状況を鑑み、より適切に管理され、利用者が安心して施設を利用できるよう、更なるサービス向上や工夫を図り、安定的な経営に努めてください。

④業務実施状況確認

【単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
花壇・プランター等の設置	岩名運動公園等に花壇植栽及びプランターを定期的に植栽設置した。 令和6年度実績本数 720本 なお、使用した草花は佐倉市より無償配布を受けた草花を使用した。
プールスタンプカードの配布	5回の利用で1回無料となるスタンプカードを配布し、リピーターの獲得を目的に実施した。 7月15日～8月31日 利用人数 小人 105名 大人 188名 計188名
さくらスポーツフェスティバルへの協力	さくらスポーツフェスティバル開催時にヴォーテックスフットボールのエリアを設け体験会を開催した。 10月14日ヴォーテックスフットボール体験会 体験件数 113件(同一含む)
上座総合公園遊具広場整地	大雨が降ると遊具広場の砂が流され、陥没や亀裂が生じるため、利用者の安全配慮として整地作業を行った。 実施日 3月16日
クレーテニスコート整備・改修	利用者の安全性、快適性を維持するため、また、施設の維持管理、保護のため、コートラインの引き直しや整備を実施した。 実施日 3月22日
市内小学校グラウンド草刈	岩名運動公園近隣施設の内郷小学校と連携・協力を構築するため、グラウンドの草刈を実施した。 実施日 5月24日、9月2日
手作り味噌にチャレンジ講習会	公園利用者の便に供するため、スポーツ以外でも広く佐倉市民の方たちに青少年センターを使用していただくことを目的に講習会を開催した。 令和7年1月25日(土) 参加者数 21名 講師 牧村実和子氏
健康体操教室	佐倉市民の健康増進を図るため、NPO法人ニッポンランナーズとの共催で、高齢者向けの健康体操教室を開催した。 4月3日、10日、17日、24日 60名 5月1日、8日、22日、29日 54名 6月5日、12日、19日、26日 76名 7月3日、10日、17日、24日 73名 8月7日、21日、28日 53名 9月4日、11日、18日、25日 65名 10月2日、9日、16日、23日 74名 11月6日、13日、20日、27日 69名 12月4日、11日、18日、25日 67名 1月8日、15日、29日 52名 2月5日、12日、19日、26日 61名 3月5日、12日、19日 38名 令和6年度 合計755名 主管:NPO法人ニッポンランナーズ
プロ野球選手の自主トレーニング誘致事業	読売ジャイアンツ、ドラフト1位、佐倉シニア出身・石塚裕惺選手の長嶋茂雄記念岩名球場での自主トレーニングの受入を行った。 実施日 1月3日
サッカーJ3リーグキャンプの誘致	サッカーJ3リーグヴァンラーレ八戸の岩名球技場でのキャンプの受け入れを行った。 実施日 2月7日
水泳教室(低学年)	青少年の健全育成、泳力の向上を図るため、水泳教室を開催した。 開催日 7月30日 利用人数 親子9組14名
関東高校プリンスリーグ招致	関東地区の高校並びにJリーグユースの試合を観戦できる環境を整え、地域の子どもの技術力の向上及びスポーツ選手の育成に寄与し生涯スポーツ及びスポーツの振興図るため、関東プリンスリーグを開催した。 開催日 12月14日(日) 対戦チーム 堀越 VS 常磐、帝京第三 VS 矢板中央 観客数 500名

事業計画・目標	実施状況・効果
物品の販売	公園利用者の便に供するため、公園内で物品販売等を下記のとおり設置及び販売を行った。(ケータリングによる販売は大会の中止や縮小開催になったため中止) ・公園内に飲料等の自動販売機を設置し販売 ・管理事務所にてコピー及びFAXのサービス ・管理事務所にてマラソンTシャツの販売 ・プール期間中、水泳用品等の販売・貸出

【中・長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
小出義雄記念陸上競技場フィールド改修	良好なスポーツターフを形成するため、コアリング・スパイキング・転圧等の改修を行った。
長嶋茂雄記念岩名球場外野芝生改修	良好なスポーツターフを形成するため、コアリング・スパイキング・転圧等の改修を行った。
岩名第二球場外野芝生改修	良好なスポーツターフを形成するため、コアリング・スパイキング・転圧等の改修を行った。
公園内の看板をユニバーサルデザイン対応型に更新	注意喚起の看板の書体を、弱視や読字障害の方にも分かりやすいようにユニバーサルデザインフォントに変更して、看板の更新を適時行った。
公園内の樹木の枯枝や枯損木の撤去	園路上にかかる枯枝や枯損木等の撤去を実施した。
光熱水費の縮減	小出義雄記念陸上競技場内の男子トイレの洗面台を非接触型人感センサー付きの蛇口に交換し、水道使用量の縮減に努めた。
閉場日削減・開場時間の延長	利用者サービスの向上、大会等の円滑な運営のため、大会の連続利用時の閉場日の削減や、大会の進捗状況に応じた開場時間の延長等を行った。
施設の休場日の設置し整備	施設を利用する方々が安全で安心して利用できるように日常ではできない作業を行うため、全施設に月1回の休場日を設け整備を行った。
第1駐車場の整地	駐車場の凸凹を解消するため、砂を敷き均し整地等の改修を行った。
第1駐車場歩道ソーラーライト設置	昨年度に整備した第1駐車場歩道沿いにソーラーライトを設置し、夜間利用者の安全確保を行った。
クロスカントリーコース迂回コース整備	長嶋茂雄記念岩名球場の防球ネット設置工事に伴い、クロスカントリーコースの迂回コースを整備した。
岩名運動公園ブルートイレ案内標識設置	ブルースайд内のトイレにトイレ案内標識を設置した。
陸上競技場の芝生を再利用	陸上競技場改修工事に伴う芝生を再利用。長嶋茂雄記念岩名球場ライトスタンド外周から銅像広場までの張芝を行った。陸上競技大会時は、選手の待機所として活用されていない。
事業計画・目標	実施状況・効果
喫煙禁止及び駐車禁止の掲示物設置	クロスカントリーコース上での喫煙禁止の掲示物、第二球場脇、緊急車両出入口に掲示物を設置。
球技場前園内看板の設置	球技場からも岩名運動公園の各施設がわかるように案内看板を設置した。

長嶋茂雄記念岩名球場1塁側、3塁側床補修	1塁側、3塁側のダッグアウトの床面が剥がれており、その都度補修を行っている。
岩名運動公園樹名板設置	公園内の樹木について樹木名が分かるように樹名板を設置した。
青少年センター扇風機入替	講師控室に設置してある扇風機が古かったため、南志津保育園から譲り受けた扇風機を設置した。
陸上競技場正面階段補修	階段の御影石タイルが剥がれていたため補修した。
テント修理	貸出したテントが破損したため、部品取りとして保管していたテントのパーツを使い、テントを修理した。
スポーツ資料館の整理	展示品のレイアウト変更・書籍等の整理。
陸上競技場公認備品の塗装及び滑り止め加工	ハンマー・円盤投げサークルの塗装及び滑り止め加工を行った。
岩名運動公園内凍結防止剤の設置	凍結防止用塩化カルシウムを園内5箇所に各2袋ずつ設置した。
陸上競技公認備品投てき囲いの清掃	投てき競技の囲いを全て洗浄、磨き清掃を行った。
小出義雄記念陸上競技場2階コンコースタイル補修	破損したタイルを撤去し、新たなタイルで補修した。
岩名運動公園第2駐車場、芝生広場Aの樹木剪定	佐倉マラソンのシャトルバスの走行の妨げにならないよう、第2駐車場の樹木を剪定、また駐車する車両に枝がかからないよう、芝生広場Aの樹木を剪定した。

意見記述欄

指定管理者	○関東近県の強豪チームの大会利用、Jリーグチームのキャンプの受入れ、プロ野球のドラフトで指名を受けた選手の自主トレーニングの受入れを行うなど、新たな利用の獲得をすることができた。士気の高い利用を受け入れることでスタッフの技量を向上し、施設のクオリティも上がっているとみる。 ○昨年度設置した歩道にソーラーライトを取り付けるなど、公園利用者が安全で安心して利用できる施設づくりを進めている。指定管理者として即実行できることは時間をかけずに行った。 ○樹木に樹名板を取り付け、公園に親しみをもってもらうように努めた。
佐倉市	○新規利用者の拡大、定着に向けた多様な事業を実施し、また、誰もが安全に利用できる方策や施設整備を心がけ、魅力ある公園づくりに努めていたと評価できます。

⑤利用者満足度調査報告

実施方法等	実施日：令和6年4月1日～令和7年3月31日 岩名運動公園小出義雄記念陸上競技場、直弥公園、佐倉市立青少年センターに回収箱を設置し、上座総合公園は聞き取り調査を実施	
回答数等	回答数：303件	
実施結果	岩名運動公園	満足62%、やや満足33%、ふつう5%
	直弥公園	満足53%、やや満足36%、ふつう9%、やや不満2%
	上座総合公園	満足83%、やや満足16%、ふつう1%
	佐倉市立青少年センター	満足67%、やや満足21%、ふつう12%

回答者の意見等	対応策等
岩名運動公園	
○スポーツフェスティバルの案内が分かりづらい(少ない)。(他1件)	☐ 佐倉市担当課へ利用者の要望としてお伝えします。
○プールを9月末まで延長してほしい。(他1件)	☐ 佐倉市担当課へ利用者の要望としてお伝えします。
○近いのでよく来ます。散歩、球技、ピクニック、色々出来て好きです。普通にアスリートにも会えるのでうれしいです。 ○きれいな公園で気持ちが良いです。管理が大変ですがお願いいたします。	☐ ありがとうございます。これからも利用者にとって安全で安心して利用できる公園を目指してまいります。
直弥公園	
○壁打ちボードがボロボロで使えない、修理してほしい。(他9件)	☐ 佐倉市担当課と協議しているところでございます。引き続き検討してまいります。
○壁打ちスペースをアップ用に開放してほしい。(他1件)	☐ 佐倉市担当課へ利用者の要望としてお伝えします。
○ナイターができるようにしてください。(他4件)	☐ 佐倉市担当課へ利用者の要望としてお伝えします。
○利用料が高すぎる、高いのらベンチ上に日よけ等の整備をしてほしい。	☐ 佐倉市担当課へ利用者の要望としてお伝えします。
○コート代キャッシュレス(paypay)使えたらうれしいです。	☐ 佐倉市担当課へ利用者の要望としてお伝えします。
○利用者再登録、直弥でもできるようにしていただきたい。	☐ 佐倉市担当課へ利用者の要望としてお伝えします。
○いつもありがとうございます。 ○受付の方も親切で気持ちよく使わせていただいています。	☐ ありがとうございます。これからも利用者にとって安全で安心して利用できる公園を目指してまいります。
上座総合公園	

○公園内にある横断歩道の白いラインがかすれているので塗り替えてほしい。	□佐倉市担当課へ利用者の要望としてお伝えします。
○トイレを洋式にしてほしい。(他1件) ○トイレを新しくしてほしい。(他1件)	□佐倉市担当課へ利用者の要望としてお伝えします。
○外灯を増やしてほしい。	□佐倉市担当課へ利用者の要望としてお伝えします。
○時計を早く直してほしい。	□佐倉市担当課へ利用者の要望としてお伝えします。
○老木が強風で倒れないか心配になります。(他1件)	□佐倉市担当課へ利用者の要望としてお伝えします。
○自販機をキャッシュレス対応にしてほしい。	□順次、自動販売機の業者と調整しております。
○ピクニックができて楽しかったです。 ○清掃している姿を見かけたり、信号機点灯ご協力をいただいたり対応も丁寧で気持ちよく過ごせました。(他1件) ○いつも利用させていただいてます。ゴミが無く、子供を遊ばせやすくありがたいです。 ○初めて来ましたが遊具など充実していて楽しめました、また来たいと思います。 ○ベンチも多く、ゆっくり散歩ができる空間です。桜の頃が楽しみです。清掃、管理大変でしょうがよろしくお願いします。(他1件) ○私は近くにいるので毎日知人と朝歩いています、管理の方もまじめな方が多くてしっかりしてます。 ○朝早くからベンチを拭きあげたり、遊具のチェック、見回りの際ゴミを拾う等の姿を拝見し感心し感謝しております。週末や祝日は家族連れの来訪者が多く、多目的公園として有意義に利用されているようです。春になると小学生が自然を学ぶ姿を見受けられます。 ○自宅から近いので大きい公園があって満足してます。(他2件) ○いつもこの公園を利用しています。たくさん遊べるところがあり楽しいです。自然が素敵です。 ○いつも気持ちよく使わせて頂きありがとうございます。 ○トイレがきれいだと嬉しいです。 ○芝が整っているのが良い。 ○管理が行き届いていて気持ちが良いです。	□ありがとうございます。これからも利用者にとって安全で安心して利用できる公園を目指してまいります。
青少年センター	
○駐車場までの道が暗い(他1件)	□駐車場までの歩道を整備の上、応急的にソーラー式ライトを設置いたしました。園内の外灯につきましては佐倉市担当課と協議しているところでございます。引き続き検討してまいります。
○気持ちよく利用させていただいております。	□ありがとうございます。これからも利用者にとって気持ちよく利用できる施設を目指してまいります。

意見記述欄

指定管理者	○昨年度より回答数が増加したが、施設毎の回答者数に偏りがあることから、引き続きアンケートの手法を模索する。 ○修繕については、指定管理者で行えるものはスピード感を持って行い、佐倉市へ要望するものは速やかに佐倉市担当課と協議し、改善できるよう検討を行った。 ○公園を利用している市民の皆様のお褒めの言葉を励みに、今後も市民の期待に応えられるように管理運営を行った。
佐倉市	○継続して多くの利用者に高い評価をいただけており、良好な管理運営がなされているものと読み取れます。 ○各施設の修繕案件について、意見の整理・優先順位付け等のニーズ分析を行っており、その結果の提案がされていました。引き続き市と連携し、利用者が安心して利用できるよう、更なるサービス向上に努めていただくことを期待します。

⑥総合評価

【令和6年度】 意見記述欄

指定管理者	指定管理者として一期目が終了しました。令和6年度は小出義雄記念陸上競技場、長嶋茂雄記念岩名球場の改修工事があり事業計画どおりに行うことができませんでした。が、チラシの作成やホームページを活用して公園の情報をリアルタイムに更新し、情報を発信しました。令和7年度は全ての施設が通常どおり開場となるため、施設を活用した各種教室・講習会を企画し、利用者の再獲得、新たな利用者の獲得を計画いたします。 有料施設については全ての施設に定期休場日を設けて、日常作業ではできないより細かな点検や整備を行ったことで施設のクオリティが向上し、利用者にとって使いやすい施設を提供できたのではないかと考察します。野球場等についても管理項目の基準回数以上の業務を行ったことで、利用者の安全性の確保や快適性を維持することができ、利用者満足度調査等で高い評価を得ることができました。 令和6年度の収支状況については、昨年度に続き収支が黒字となり、トイレの洗面台を非接触型自動水洗に改良するなど、細かい点に注視し利便性の向上を図りました。少しではありますが市民の皆様へ還元できたのではないかと考えております。依然として物件費が高騰しているため、物品等を購入する際は、引き続き複数業者から見積を取り寄せ、価格を適正に把握した上で対応します。
佐倉市	公園管理においては、日常清掃が行き届いているほか、簡易な修繕等についても迅速に対応しており、適切に業務を実施していると認められます。 改修工事により通年を通して休場施設がありましたが、利用者数等の回復に努めており、今後の休場期間につきましても、引き続き工夫され、物価高騰など、非常に厳しい経済環境においても、利用者が安心して施設を利用できるよう、更なるサービスの向上、魅力ある公園運営を期待します。

指定管理者労働条件チェックリスト

点検実施年度 : 令和6年度
施設名 : 岩名運動公園外3公園等

チェック項目		チェック結果
1 就業規則 (労働基準法(以下法)89・90・106条、労働基準法施行規則(以下規則)6条)		
(1)	常時使用する労働者が10人以上である場合、就業規則を作成し、労働者代表の意見を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	☒ 就業規則を作成し、届け出ている。 ☐ 就業規則を作成しているが、届け出していない。 ☐ 就業規則を作成していない。 ☐ 常時使用する労働者が10人未満である。
(2)	短時間労働者について、正社員とは異なる労働条件である場合には、短時間労働者に適用する就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	☒ 就業規則を作成し、届け出ている。 ☐ 就業規則を作成しているが、届け出していない。 ☐ 就業規則を作成していない。 ☐ 短時間労働者を雇用していない又は正社員と同条件である。 ☐ 常時使用する労働者が10人未満である。
2 労働条件等の明示 (法15条)		
(1)	労働者を雇い入れる際、労働条件について、労働条件通知書、労働契約書、就業規則などの書面で明示しているか。[労基第15条] □明示すべき労働条件の内容 ①契約の期間、②就業の場所・従事する業務の内容、③労働史観に関する事項、④賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締め切り・支払の時期に関する事項⑤退職に関する事項	☒ 明示している。 ☐ 明示していない。
(2)	短時間労働者を雇い入れる際、①昇給の有無、②退職手当の有無、③賞与の有無、④短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口について、書面の交付又はファクシミリ若しくは電子メールによる送信により当該短時間労働者に明示しているか。	☒ 明示している。 ☐ 明示していない。 ☐ 短時間労働者を雇用していない。
3 労働時間 (法32・34～36・39条等)		
(1)	所定労働時間は、週40時間以内、1日8時間以内としているか。	☐ 所定労働時間は、法定労働時間内である。 ☒ 変形労働時間制を採用している。 ☐ 所定労働時間が法定労働時間を超えている。
(2)	変形労働時間制をとる場合(1か月以内の期間の労働時間を平均し、週40時間以内とする場合など)は、労使協定等によりその旨を定めているか。	☒ 定めている。 ☐ 定めていない。 ☐ 変形労働時間制をとっていない。
(3)	次のような時間がある場合、労働時間として算定しているか。 ①交替制勤務における引継ぎ時間 ②業務報告書等の作成時間 ③仕事の打合せ、会議等の時間 ④参加が義務付けられている行事や研修等 ⑤出張先から次の出張先までの移動に必要な時間	☒ 算定している。 ☐ 算定していない。
(4)	労働時間は、タイムカードや適正な自己申告などに基づき、適正に把握しているか。	☒ 適正に把握している。 ☐ 適正に把握していない。
(5)	休憩は、就業規則で定めた時間に、確実に取得させ、かつ適法であるか。	☒ 適法に取得させている。 ☐ 適法に取得させていない。
(6)	休日は、毎週1回又は4週を通じて4回以上与えているか。	☒ 与えている。 ☐ 与えていない。
(7)	時間外労働・休日労働は、あらかじめ労働者代表と締結し、労働基準監督署に届け出た労使協定の範囲内で行わせているか。	☒ 労使協定の範囲内で行わせている。 ☐ 労使協定の範囲内で行わせていない。
(8)	(7)の労使協定(36協定)は、厚生労働省告示「時間外労働の限度に関する基準」の範囲内で締結しているか。	☒ 基準の範囲内で締結している。 ☐ 基準の範囲内で締結していない。
(9)	短時間労働者を含むすべての労働者に労働基準法に定める年次有給休暇を与えているか。	☒ 与えている。 ☐ 与えていない。
4 賃金 (法24・37・最低賃金法4条等)		
(1)	賃金は通貨で、直接労働者に(同意に基づき金融機関への振込みも可)毎月1回以上、定期に全額(税金、社会保険料や賃金控除の労使協定に定めるものは控除可)を支払っているか。	☒ 支払っている。 ☐ 支払っていない。
(2)	すべての労働時間について最低賃金額以上の時間給を支払っているか。	☒ 支払っている。 ☐ 支払っていない。
(3)	法定労働時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働をさせたときは、労働基準法上の割増賃金を支払っているか。	☒ 支払っている。 ☐ 支払っていない。

チェック項目		チェック結果
5 法定帳簿（法107～109条等）		
(1)	事業場ごとに、各労働者について（日雇労働者を除く。）労働者名簿を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	☒ 労働者名簿を作成し、記載事項に漏れはない。 ☐ 労働者名簿を作成しているが、記載事項に漏れがある。 ☐ 労働者名簿を作成していない。
(2)	事業場ごとに、賃金台帳を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	☒ 賃金台帳を作成し、記載事項に漏れはない。 ☐ 賃金台帳を作成しているが、記載事項に漏れがある。 ☐ 賃金台帳を作成していない。
(3)	労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類は3年間保存しているか。	☒ 保存している。 ☐ 保存していない。
6 労働安全衛生（安全衛生法12・13・18・66条等）		
(1)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出た上で、必要な職務を行わせているか。	☐ 選任、届出をし、必要な職務を行わせている。 ☐ 選任、届出のいずれかを行っていない又は必要な職務を行わせていない。 ☒ 常時使用する労働者が 50 人未満である。
(2)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生委員会を設け、月1回以上行っているか。	☐ 衛生委員会を設け、月1回以上行っている。 ☐ 衛生委員会を設けていない又は月1回以上行っていない。 ☒ 常時使用する労働者が 50 人未満である。
(3)	常時 10 人以上 50 人未満の労働者が使用される施設では、衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせているか。	☒ 衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせている。 ☐ 衛生推進者を選任していない又は必要な職務を行わせていない。 ☐ 常時使用する労働者が 10 人未満であり、又は 50 人以上である。
(4)	雇入時及び作業内容変更時に、労働者に安全衛生教育を行っているか。	☒ 行っている。 ☐ 行っていない。
(5)	雇入時及び1年以内ごとに1回、常時使用する労働者に対し、健康診断を行っているか。	☒ 行っている。 ☐ 行っていない。
(6)	健康診断の結果について、健康診断個人票を作成して5年間保存しているか。	☒ 保存している。 ☐ 保存していない。
(7)	健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、健康診断が行われた日から3か月以内に、医師等の意見を聴いているか。	☒ 聴いている。 ☐ 聴いていない。
(8)	健康診断の結果を労働者に通知しているか。	☒ 通知している。 ☐ 通知していない。
(9)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、定期健康診断を行ったときに、定期健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか。	☐ 提出している。 ☐ 提出していない。 ☒ 常時使用する労働者が 50 人未満である。
7 法令等の周知（法106条、労働安全衛生法101条等）		
(1)	労働基準法、労働安全衛生法等の要旨を、 ①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること ②書面を労働者に交付すること ③磁気ディスク等に記録し、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること のいずれかにより、労働者に周知しているか。	☒ 周知している。 ☐ 周知していない。
8 雇用保険・社会保険（雇用保険法4～6条、健康保険法3条等）		
(1)	雇用保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	☒ 行っている。 ☐ 行っていない。
(2)	健康保険、厚生年金保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	☒ 行っている。 ☐ 行っていない。